五三橋弘

(9/9/47 作成) 1947年9月

50

1. 軍属 大佐 相当官
2. 地方法院 裁判官
3. 旅政大尉 法科
4. 1943年10月「タイピン」ブハル着
5. 着10～'43 — 9/44 「ラマン」高子法院附
   9/44 — 10/44 「スガバル」検察官附 但し「ラマン」ノ勤務
   10/44 — 終戦 「ラマン」自動車監督官長
6. 1944年初ノ事件捜査ノ際ヤセヨウニシテ「ラマン」ノ慰安所ノ開設ヲタルコトヲ知リタルカ? 若シ本件ニ於ケル関係ノ有セバ?

余ハ「ラマン」司法部ノ高級職ヲ勤メ、1944年2月末、打下、一名酌及報告後、為軒使後ニ来ルヤウ通報ヲ受ケタリ。此ノ者ガ一枚、客数ノ待遇ヲガ主ニ軍政各機関所属、高級軍属ノ為ノ此ノ婦人婦人ヨリスルコト一慰安所ヲ設置スルヤウ当局ニ対シ要求セラレタリ。本慰安所ニ対シ使後ノ如キ設置及ビ運営ニ関シ何等ノ関係ヲ有セズ。但シ高級軍属ノ為ニ充テラルルトノコトニ当所ハ軍属ノ為ノ慰安ヲ「ラマン」ニハ50～60名位居タリ。

此ノ慰安所ハ軍使後ノ長ナリキ。

慰安所(仮称)、監督ニ関シ指揮ヲ」ト云ヒ、軍使後ノ特使ナル旨ヲ告ゲタルヲ以テ、余ハ全部軍使後ニ依リ行ハルルモノト思料セリ。

宮野ガ州参官トシテ本件ニ関係アリシヤ否ヤハ、余ノ与リ知ラザル所ナリ。

又、彼ノ車ノ婦女ノ発生ト、余ノ受ケタル指示トノ間ニハ何等ノ関係ヲ認メ得ザルベシ。

我ノ用ニ充テラルル慰安所ニ最初6～7名ノ婦女ガ居タリ。

此ノ開設ハ1944年3月10日夜ニ行ハレタリ。此ノ晩招待ガ発セラレタルヲ以テ、余ハ其ノ事ヲ記憶シ居レリ。

余自身ハ支人ノ「パンタヒ」ニ来アリシヨリ之ヲ行ケリ。

ソノ最初ノ使後ガ行キシヤウニ思フ。開設ノ翌日ヨリ4～5日後ニ同慰安所ノ管理者「下田」ガ他ノ慰安所ヨリ自転車ヲ以テ婦女ヲ指ス旨話ヲ聞ケリ。下田ハ使後ニ依リ之ヲ定メタルモノト思料ス。

婦女ハ「ラマン」ニ居リシ者ト思料ス。

余ハ「ラマン」ニ於ケル慰安所ニ行キタルコトハ無シ。

余自身ハ「ラマン」ニ於ケル慰安所ニ行キタルコトハ無シ。

余

ソ連と二カ国条約の入ールト

7 昨年44年3月10日「青果荘」前投き夜 J.A. O'HERNE(イヘルト) ナル娘ヲ、暴力ヲ使用シテ性交シタリ。彼女ハ昨年の日ソの進出ニ反対ノ意見ヲ抱キ居リシ事ハ御承知ノ通リ(3350/R J.A. O'HERNE)

私ハ近ベルトノ家ノ前ヲ夜ニ同所ヲ行ケバ、又家ノ中ヨリ娘ノ声ガ聞エタノデ、(娘文カ一カ)
室ニ行ケバ娘ガ一人ノ外人ニ暴行ヲ行ヒツヽアル現場ヲ目撃シタノデアル。
3月3日此ノ家ノ娘ヲ(野崎ト女ハ文カ)室ニ行ケバ、ソコデ、イヘルト家ノ娘ニ暴力ヲ使用セシ。
家ヲ用意セル婦人ニ非常ニ感謝シタ後ニ家ノ者ニクロロホルムヲ使用セシ
家ノ主ヲ連レ去リタリ。家ノ娘ハ私ニ知ラセタノデ。彼ヲ、ヲ、鉄正ノ如キ方法ヲ以テ
サレヲヲリヲ。野崎ヲ含マシテ司法部ノ責任ヲナリ。
家ガ此ノ行為ハ非難サレルベキデハナイ、正ニ人道ニ基ヒテヲル。

8 此ノ強制売淫ニ対シ責任者ハ何者ナリト考ヘラルヽヤ?

野崎ヲ始メ部下ニ於ケル責任者ナリ。又ハ部下ニ、女性ニ関シ同ヒ
行ヒシ行為ニ対シ有責ナリ。
当時、其ノ地ニ池田、関田、石田ノ知ラザリキ、故ニ彼等ガ女性ニ対シテ
責任アリカ知ルヲ得ズ。
余ハ前外務大臣ガ売淫ニ対シ強制売淫ニ依リ知リタルヲ以テ、其ノ見ニ依レバ
之ヲ行ヒシ者ハ外務大臣、特務機関ノ之ヲ知リ居リタルモノニ違ヒナシ。

9 他ニ述ブルコトアリヤ?

ナシ

15